

みんなの国保

令和元年度 第2号
発行／令和元年12月1日
鶴岡市国保年金課
鶴岡市馬場町9番25号
ホームページアドレス
<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

第三者行為(交通事故など)にあった場合は…

**自分以外の者が原因のけがや病気で保険証を使うときは
保険者(市)への届出が必要です！**

交通事故などの第三者（加害者）の行為によってけがをしたり病気にかかった場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきですが、届出を行うことで保険証を使って受診することができます。

この場合、本来加害者が負担すべき医療費のうち、国民健康保険が負担した（立替えした）分は市から加害者へ損害賠償請求することになります。相手方と示談する前に必ず届出を行ってください。

なお、届出方法など詳細については国保年金課にお問合せください。

《保険証を使用して受診するにあたり届出が必要な事例》

- 自動車、原動機付自転車、自転車での事故
 - 他人が飼っている動物によるけが
 - 他人からの不当な暴力や傷害行為によるけが
 - スポーツ施設等での接触事故
 - 他人が所有している建物や設備の欠陥などによる事故
 - 飲食店や購入食品による食中毒
- など

小さな事故でも警察に連絡して、「交通事故証明書」を発行してもらいましょう。



病気やけがをしたとき～保険証について～

療養の給付

【給付の内容】

- ・診察、医療処置・手術などの治療
- ・薬剤または治療材料
- ・入院及び看護、在宅療養及び看護、訪問看護

【自己負担割合】

- ・義務教育就学前 2割
- ・義務教育就学後70歳未満 3割
- ・70歳以上75歳未満(一般、低所得者) 2割
- ・70歳以上75歳未満(現役並み所得者) 3割

保険証が使えない・制限される場合

【病気等ではないもの】

- ・健康診断、人間ドック、予防接種、美容整形
- ・正常な妊娠・出産、経済上の理由による妊娠中絶

【他の保険を適用するもの】

- ・仕事上のけがや病気 ⇒ 労災保険適用

【保険給付が制限されるもの】

- ・故意の犯罪行為や事故
- ・けんかや泥酔によるけがや病気
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

災害や収入の著しい減少等により生活が困難となって、医療費の一部負担(自己負担)の支払いにお困りの方は、国保年金課にご相談ください。

福祉部門と連携し、一部負担等の減免など個々の事情に合わせて対応します。

医療機関の適正受診にご協力を!!

～増加傾向にある医療費の削減につながります～

必要な人が安心して医療を受けられるように、また、国保税や皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関等を受診する際には、以下のことにご留意願います。

かかりつけ医・かかりつけ薬局をもちましょう！

安心して相談できるかかりつけ医やかかりつけ薬局をもつことで、適切な治療を受けることができます。



定期的に健診を受けて、病気の予防や早期発見に努めましょう！

病気の発見が遅れると、病気の進行だけでなく、治療期間も長くなり、医療費の負担も大きくなります。

重複受診はやめましょう！

同じ病気で医療機関を複数受診すると、その都度初診料がかかります。また、何度も同じ検査や処置などを行うことで、体にも負担がかかります。

休日・時間外診療は緊急を要する場合に！

休日・夜間の受診は、時間外料金が加算されます。安易に受診せず、救急電話相談（携帯電話）を利用ください。こども:#8000 おとな:#8500

お薬と上手に付き合うには…

多剤服用(ポリファーマシー)

近年、薬の多剤服用による副作用や薬物有害事象(好ましくない・意図しない兆候、症状等)が問題となっており、多剤服用の中でも害をなすものが“ポリファーマシー”と呼ばれています。

ポリファーマシーの明確な定義はありませんが、“薬のもらいすぎ”を防ぐために、「お薬手帳」を1冊にまとめるなど、薬の管理に有効活用しましょう。

また、多くの薬が処方されると飲み忘れが起こりやすくなりますが、“薬がたくさん余った”ときは、薬を持参の上、薬局に相談しましょう。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、新薬である先発医薬品の特許期間が切れた後に販売された“先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ”医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、主治医・薬剤師にご相談ください。ただし、主治医の判断でジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。

効き目OK:先発医薬品と同じ有効成分・効能・効果
安全性も大丈夫:先発医薬品と同じ品質基準で製造
家計にやさしい:先発医薬品より安価

●お問合せ先 鶴岡市役所 ☎(0235)25-2111 又は 各庁舎市民福祉課

- ・国保の手続きや各種制度、財政について：国保年金課 内線 177・178
- ・国保税の課税の内容について：課税課諸税係：内線 205・206
- ・国保税の納付について：納税課納税係：内線 252・255
- ・特定健診、特定保健指導について：健康課成人保健係 内線 367・370(総合保健福祉センター にこ♥る内)

【各庁舎】 藤島庁舎市民福祉課 ☎ 64-5807(直通) 羽黒庁舎市民福祉課 ☎ 26-8773(直通)
櫛引庁舎市民福祉課 ☎ 57-2113(直通) 朝日庁舎市民福祉課 ☎ 53-2114(直通)
温海庁舎市民福祉課 ☎ 43-4614(直通)